

摂津市障害者施策に関する長期行動計画

(第4次：中間見直し)

第7期摂津市障害福祉計画

第3期摂津市障害児福祉計画

－概要版－

令和6（2024）年3月

摂津市

はじめに

摂津市では、平成30（2018）年3月に「摂津市障害者施策に関する長期行動計画」を策定し、「誰もがその人らしく、安心して暮らせる自立支援と共生のまちづくり」を基本理念に掲げ、様々な障害者施策を実施してまいりました。

また、令和3（2021）年3月には「第6期摂津市障害福祉計画」「第2期摂津市障害児福祉計画」を策定し、障害のある人が必要とするサービス等が身近な地域で提供されるよう体制を整備してまいりました。

この間、国においては、「第5次障害者基本計画」の策定、「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」の施行、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」や「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」、「児童福祉法」の改正等、障害のある人に関わる様々な法整備等が進められ、障害のある人やその家族を取り巻く環境の充実が図られております。

一方で、障害のある人やその家族の高齢化、近年頻発している災害への対応等の問題もあり、地域で安心して暮らしていくための施策を一層充実していく必要があります。

こうした状況を踏まえ、このたび、摂津市では、令和6（2024）年度からの3年間を計画期間とした「第7期摂津市障害福祉計画」「第3期摂津市障害児福祉計画」を策定いたしました。

また、あわせて令和11（2029）年度までを計画期間としております「摂津市障害者施策に関する長期行動計画（第4次）」についても、施策の実施状況や社会情勢の変化等を勘案し、中間見直しを行いました。

今後は本計画に基づき施策の推進に努めてまいりますので、地域、暮らし、生きがいとともに創り、高めあうことができる地域共生社会の実現に向け、市民の皆様をはじめ、関係団体、機関等におかれましては、引き続きご理解、ご協力をお願い申し上げます。

最後になりましたが、本計画策定にあたり貴重なご意見・ご助言を頂戴した摂津市障害者施策推進協議会、摂津市障害者地域自立支援協議会の皆様をはじめ、各種アンケート調査やヒアリングにご協力頂きました皆様に心より感謝申し上げます。

令和6（2024）年3月

摂津市長 森山 一正



計画策定の趣旨

本市では、「誰もがその人らしく、安心して暮らせる自立支援と共生のまちづくり」を目指して、障害のある市民が住み慣れた地域で安心して暮らし、自己選択と自己決定の下に自立と社会への参加・参画を実現できるように、幅広い分野にわたる施策を総合的かつ計画的に展開してきました。また、本市では、障害福祉サービス、障害児福祉サービス等が身近な地域において提供されるよう推進してきました。

このたび、「第6期摂津市障害福祉計画」「第2期摂津市障害児福祉計画」の計画期間が令和5（2023）年度をもって終了することから、「障害者総合支援法」及び「児童福祉法」の規定により「第7期摂津市障害福祉計画」「第3期摂津市障害児福祉計画」を策定し、障害福祉サービス等の具体的な成果目標と活動指標を設定し、その達成方策を明らかにします。

また、あわせて「摂津市障害者施策に関する長期行動計画（第4次）」についても、施策の実施状況や社会情勢の変化等を踏まえ、内容の見直しを行うこととします。

【SDGs（持続可能な開発目標）の推進】について

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



SDGs（持続可能な開発目標）の推進とは、平成27（2015）年に国連サミットで採択された、令和12（2030）年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。地球上の「誰一人取り残さない」社会を実現するため、国として積極的に取り組んでいる目標です。

本計画は、SDGsの17の目標のうち、特に

目標3【すべての人に健康と福祉を】

目標4【質の高い教育をみんなに】

目標8【働きがいも経済成長も】

の目標達成に向けた取組を推進するものです。



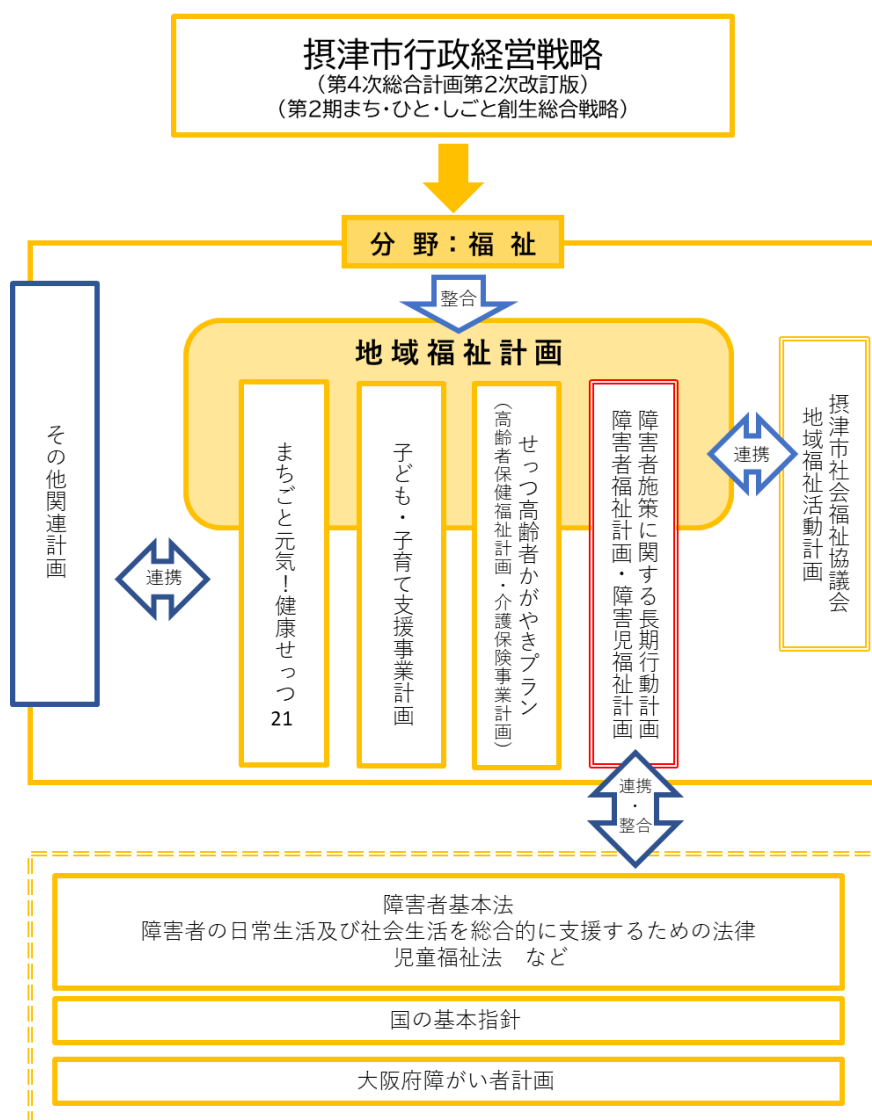
計画の位置づけ

障害者施策に関する長期行動計画は、障害者基本法第 11 条第 3 項に基づく「市町村障害者計画」として、摂津市における障害者施策の基本的な計画となるものです。

第 7 期障害福祉計画は、障害者総合支援法第 88 条第 1 項に基づく「市町村障害福祉計画」として、摂津市における障害福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業に関する具体的な実施内容、見込量等を定めるもので、「市町村障害者計画」の実施計画的な性格を有するものです。

第 3 期障害児福祉計画は、児童福祉法第 33 条の 20 第 1 項に基づく「市町村障害児福祉計画」として、障害のある児童を対象とする各種支援事業に関する具体的な実施内容、見込量等を定めるもので、摂津市では障害福祉計画と一体的に策定します。

本計画は、国や大阪府が示す基本的な考え方や計画等の内容を踏まえるとともに、摂津市行政経営戦略の分野「福祉」の施策「障害福祉」について、「第 4 期摂津市地域福祉計画」を踏まえながら、具体的な施策の展開を示すものです。また、障害福祉に関連するほかの分野計画（「せつつ高齢者かがやきプラン」「まちごと元気！健康せつつ 21」「摂津市子ども・子育て支援事業計画」等）との整合性を図りながら策定しています。



計画の対象

本計画が対象とする「障害者」及び「障害のある人」とは、「障害者基本法」第2条で定められている「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害含む。）その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける状態にある人」とします。また、その中で18歳未満の人を、「障害児」とします。

計画の期間

摂津市障害者施策に関する長期行動計画（第4次）は、平成30（2018）年度から令和11（2029）年度までの12年間の計画期間としており、令和6（2024）年度から令和11（2029）年度までを計画の後期計画としています。

第7期摂津市障害福祉計画及び第3期摂津市障害児福祉計画は、障害者総合支援法及び児童福祉法に基づき令和6（2024）年度から令和8（2026）年度までの3年間とします。

計画の進捗状況については、定期的に評価・点検を行い、必要に応じて計画内容を随時見直すこととします。

年度	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
障害者施策に関する 長期行動計画	第4次計画（前期）						第4次計画（後期）					
障害福祉計画	第5期		第6期		第7期		第8期					
障害児福祉計画	第1期		第2期		第3期		第4期					

計画の策定方法

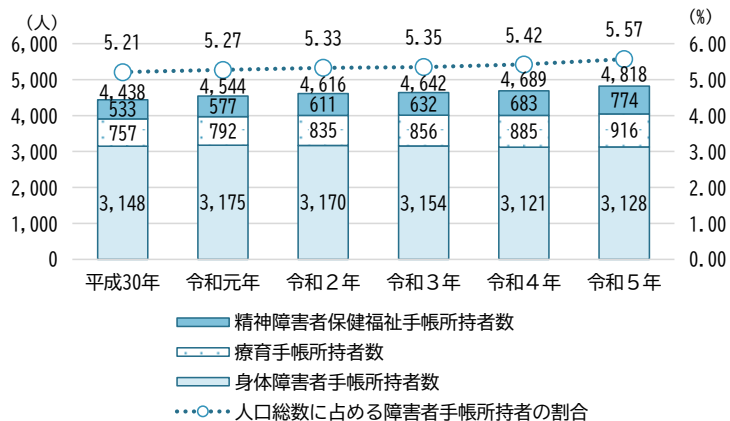
計画の策定にあたり、障害者施策への意識や障害のある人の実態、各種サービス利用の現状、意向等を把握することを目的に、障害のある人、障害児、当事者団体、関連団体及び事業者を対象に「摂津市の障害福祉に関するアンケート調査」を実施しました。また、各団体における活動の実態や課題、施策への意見、サービス提供事業所の今後の整備方針等をヒアリング調査で把握し、施策立案の参考としました。

策定体制については、本計画の各施策に関連する担当課との協議・調整を行いながら、目標設定や施策の立案を行い、保健、医療、福祉、教育関係者や当事者団体などの各代表、学識経験者によって構成される「摂津市障害者施策推進協議会」及び「摂津市障害者地域自立支援協議会」において審議を行いました。

また、策定過程において計画案を公表し広く意見を求めるため、意見募集（パブリックコメント）を実施しました。

摂津市の現状

1. 障害者手帳所持者数と人口総数の占める割合の推移

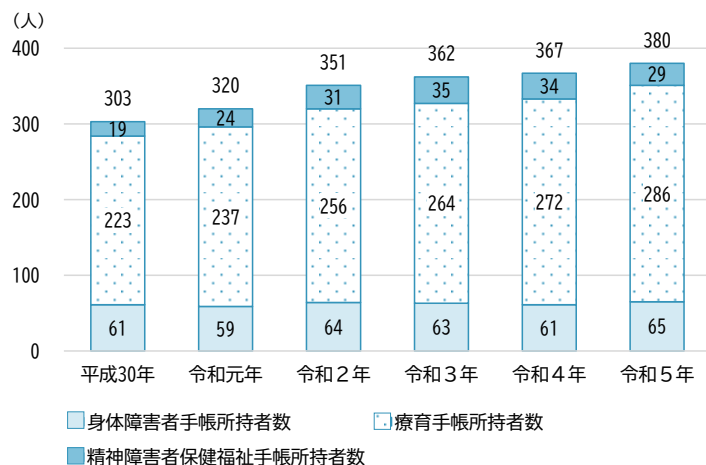


障害者手帳所持者数は増加傾向にあり、令和5（2023）年3月末時点で4,818人となっています。

また、人口総数に占める割合についても年々増加しており令和5（2023）年3月末時点では5.57%となっています。

障害種別にみると、療育手帳所持者数、精神障害者保健福祉手帳所持者数で増加傾向にあることが分かります。

2. 障害のある児童の推移（18歳未満の障害者手帳所持者数）



障害のある児童の数は令和5（2023）年3月時点で380人と、平成30（2018）年の約1.25倍となっています。

障害種別にみると、療育手帳で増加傾向にあることが分かります。

3. 障害支援区分認定者の推移

障害者総合支援法に基づく障害支援区分認定の状況は、下表のとおりです。認定者数は、令和5（2023）年3月末現在493人となっています。

障害種別	総数	区分1	区分2	区分3	区分4	区分5	区分6
令和元年	456	8	47	149	102	71	79
令和2年	472	7	51	146	113	74	81
令和3年	479	6	48	149	118	74	84
令和4年	479	4	37	154	111	79	94
令和5年	493	3	43	155	110	78	104
身体障害者	132	2	10	35	18	14	53
知的障害者	259	1	12	69	69	58	50
精神障害者	102	0	21	51	23	6	1

障害者施策に関する長期行動計画

1. 基本理念

本計画は、障害のある市民が「権利の主体」として、かつ社会の一員として生活し、活動する社会を目指す「ノーマライゼーション」の考え方とすべてのライフステージにおいて主体性、自主性、自由という人として当たり前の生き方の回復、獲得を目指す「リハビリテーション」の考え方を基本的な理念とします。

そして、障害のある市民が住み慣れた地域で安心して暮らせるとともに、相互に個性の差異と多様性を尊重し、人格を認め合い、障害のある市民の一人ひとりが自己選択と自己決定の下に、自立と社会への参加・参画を実現し、その人らしい生活を送ることができる共生のまちづくりを目指します。

これからのまちづくりとして、障害者の権利に関する条約に示されているように、活動や生き方の制限がある原因を個人の障害の存在に求める（医学モデル）のではなく、地域や職場、学校など日常生活の場での合理的な配慮や社会的な支援の不十分さに求める（社会モデル）考え方への理解を進め、意識変革に向けて行動することを目標とします。

誰もがその人らしく、安心して暮らせる
自立支援と共生のまちづくり



2. 基本目標

①心豊かに共に支え合う地域福祉の確立とすべての人が尊重しあう心のバリアフリーの推進

個性と人格を認め合うインクルーシブ社会を構築する視点や、地域の中に考えを広げていく必要性、障害のある人の権利と尊厳、心のバリアフリーなどに留意します。

②地域において安全で安心して暮らせる生活支援と基盤の確立

「障害者権利条約」における「地域社会で生活する平等の権利」や地域における切れ目のない支援、地域生活への移行の対応等に留意します。

③自己実現を目指す意欲を育む社会環境及び支援体制の確立

障害のある人の性別、年齢、障害の状態及び生活の実態把握、必要な支援体制の構築や評価など、関係機関等と連携し、支援体制の改善に取り組みます。実態に即した支援の充実や障害のある人の楽しみ・余暇活動・居場所づくりへの配慮に重点をおきます。

また、就労支援等に対応したシステムの構築に留意します。

④共に生きるまちづくりを目指すセーフティネット体制の確立

社会資源とつながりを築くことが困難な人に対して支援のあり方を検討し、相談支援体制の充実に取り組みます。

⑤差別のない社会の実現

障害を理由とする差別や、その他の権利利益の侵害が生じないよう、その除去の実施について必要かつ合理的な配慮がなされることを求められています。市民全体が障害のある人を取りまく諸課題を共通認識し、一人ひとりがその解決に向けて主体的に行動していくことを推進します。

⑥多様な主体による協働の推進

障害のある人への「合理的な配慮」を推進するためには、障害のある人の自立と社会参加という課題を、社会全体で考える必要があります。社会のあらゆる場面で障害のある人がいきいきと生活できるよう、当事者や行政だけでなく、地域住民、民間企業、関係団体、関係機関等の多様な主体との参画と協働、また、発達障がい者支援センターや高次脳機能障がい者支援拠点、難病相談支援センター等との連携による障害者施策の推進が重要となります。

3. 重点課題

□ 障害のある人の権利と尊厳を保障する取組の強化、障害や障害のある人に対する理解の促進と社会全体の変革を求めています。

- ・障害のある人には障害のない人と平等に権利や機会が保障されています。
- ・地域生活や社会参加に必要な配慮を行うこと、合理的配慮を欠く対応が差別に当たることなどを明らかにしながら、具体的な取組を位置づける必要があります。
- ・合理的な配慮を社会全体で取り組むための福祉教育、実際の行動について周知していく必要があります。
- ・施策の点検や計画づくりへの当事者の参画機会の充実がより一層求められています。
- ・障害のある人の権利と尊厳が保障されるよう、判断能力が十分でない場合には、成年後見制度を利用できるよう促進していく必要があります。

□ すべての障害のある人がその人らしい自立した生活を選択できるよう、質の高い多様な障害に応じた支援を目指します。

- ・自立、社会参加を困難にする社会的な要因を排除する観点から、障害のある人の性別、年齢、障害の状態及び生活の実態に応じて質の高い支援の基盤整備を目指していきます。
- ・障害や発達に課題のある児童に対する保健、福祉、教育などの支援について検討していきます。
- ・地域の中で障害のある人が当たり前にいきいきと暮らせる社会を創造するため、地域の中で市民の合理的な配慮が求められています。
- ・全国的な問題となっている、重度の障害のある人や医療的ケアを必要とする人への支援、触法障害者への対応を検討する必要があります。
- ・障害のある人が必要な情報の取得利用及び円滑な意思疎通を図ることができるよう、多様な障害の特性に配慮した情報提供手段を充実させる必要があります。

□ 相談支援体制、情報の入手や活用の推進に向けた支援施策の充実を検討します。

- ・施設入所者や退院可能精神障害者の地域生活への移行支援において、入所・入院中からの相談支援、地域生活への適応訓練などの充実を図り、地域での住まいや日中活動などの確保にとどまらない、きめ細かな支援体制の確保が求められています。
- ・本市で進めてきた地域でのセーフティネットについて今後も継続して進めていく必要があります。また、民生委員・児童委員や地域住民による気づき、専門機関への連絡・相談など地域福祉の視点からの取組も含めて対応していきます。
- ・計画相談支援が創設され、障害福祉サービスの利用の際にはケアマネジメントの考え方がより一層取り入れられるようになりました。これまで相談支援体制の充実に努めてきた経緯を生かしながら、市役所の障害福祉課や相談支援事業者の連携によってさらなる相談支援体制の充実を目指していきます。

- **バリアフリー化の推進と防災・災害時支援を検討します。**
 - ・主要公共施設や道路状況の変化に伴うバリアフリー化やユニバーサルデザインに配慮したまちづくりを推進します。
 - ・防災機能の向上や効果的整備を推進します。
 - ・災害時要援護者への支援や福祉避難所での支援のあり方について検討します。
- **障害のある人が一生を通じて自らの可能性を追求し、地域の一員として豊かな人生を送ることができるよう、多様な社会参加の場の創造や開かれた居場所づくり、余暇活動の充実を検討します。**
 - ・障害のある人が社会で自立して生きるために必要となる力を生涯にわたり維持・開発・伸長できるように、障害のある人の学びを支援していくことが必要です。
 - ・障害のある人が生涯にわたり、教育やスポーツ、文化等の様々な機会にふれ、自分の楽しみや生きがいを地域の中で見つけられるような社会を目指します。
 - ・市民の日常生活の中に障害のある人が楽しめるような機会、場所、仕組みの充実を目指していく必要があります。
 - ・障害や発達に課題のある児童の放課後・長期休暇時の対策の充実を引き続き図る必要があります。
- **労働と福祉施策の一体化による就労支援の充実に努めます。**
 - ・就職に向けた訓練、就職の開拓・マッチング、就職当初のフォロー、就職後の生活面・就労面のサポート、離職時の再チャレンジまで切れ目のない支援によって、希望者が福祉施設から一般就労へと円滑に移行できるよう関係機関との連携に努めます。
 - ・市役所での雇用創出や職場での配慮を促す啓発活動などを展開します。
 - ・障害のある人の就労支援について、ハローワークや茨木・摂津障害者就業・生活支援センター等の関係機関との連携強化に努めます。
- **障害のある人の高齢化・重度化や親元からの自立、支える人がいなくなった際の対応について検討します。**
 - ・緊急時の受入れ態勢の強化に向け、事業所に対し、施設の新規開設等を支援する補助制度等の周知や利用ニーズ等の情報提供を行うことで、ショートステイ（またはグループホーム）の整備につなげていきます。
 - ・これらを総合的・包括的に行う地域生活支援拠点の充実・強化に努めます。
- **障害児の地域支援体制の構築や環境づくりに努めます。**
 - ・関係機関との連携を図り、切れ目のない地域支援体制の構築に努めます。
 - ・支援が必要な児童やその家族に対する支援体制の充実に努めます。
 - ・児童発達支援センターが、地域における障害児支援の中核的役割を担うことを明確化します。

4. 施策の体系

基本理念 誰もがその人らしく、安心して暮らせる自立支援と共生のまちづくり

基本目標

- ① 心豊かに共に支え合う地域福祉の確立とすべての人が尊重しあう心のバリアフリーの推進
- ② 地域において安全で安心して暮らせる生活支援と基盤の確立
- ③ 自己実現を目指す意欲を育む社会環境及び支援体制の確立
- ④ 共に生きるまちづくりを目指すセーフティネット体制の確立
- ⑤ 差別のない社会の実現
- ⑥ 多様な主体による協働の推進

重点課題

- ❑ 障害のある人の権利と尊厳を保障する取組の強化、障害や障害のある人に対する理解の促進と社会全体の変革を求めています。
- ❑ すべての障害のある人がその人らしい自立した生活を選択できるよう、質の高い多様な障害に応じた支援を目指します。
- ❑ 相談支援体制、情報の入手や活用の推進に向けた支援施策の充実を検討します。
- ❑ バリアフリー化の推進と防災・災害時支援を検討します。
- ❑ 障害のある人が一生を通じて自らの可能性を追求し、地域の一員として豊かな人生を送ることができるよう、多様な社会参加の場の創造や開かれた居場所づくり、余暇活動の充実を検討します。
- ❑ 労働と福祉施策の一体化による就労支援の充実に努めます。
- ❑ 障害のある人の高齢化・重度化や親元からの自立、支える人がいなくなった際の対応について検討します。
- ❑ 障害児の地域支援体制の構築や環境づくりに努めます。

【施策体系】

(1) 地域共生	(3) 生活支援
①啓発活動の推進	①相談支援機能の充実
②交流の促進	②地域生活支援の充実
③虐待防止	③児童の地域生活支援の充実
④権利擁護	(4) 保健・医療
(2) 生活環境・社会参加	①保健サービスの充実
①移動と施設利用の利便性向上	②医療サービスの充実
②スポーツ・文化芸術・余暇活動の充実	③地域リハビリテーションの充実
③生涯学習の充実	(5) 療育・教育
④防犯・防災体制の強化	①療育・幼児教育の充実
⑤情報・コミュニケーション支援の強化	②学校教育の充実
	(6) 雇用・就労
	①雇用の促進
	②就労の定着支援

5. 施策の行動目標

(1) 地域共生

基本的方向

- 障害のある人の基本的人権が当然に保障され、自己選択と自己決定のもと、住み慣れた地域で安心して育ち、学び、働き、暮らしていくことができるよう、障害や障害のある人に対する理解の促進、合理的な配慮について広く市民に普及・浸透を図ります。
- 障害のある人に対する虐待の防止や差別の解消、尊厳を保持するための権利擁護についての仕組みの充実と切れ目のない支援体制の構築に取り組みます。



施策の評価と課題

- 障害福祉に関するアンケート調査では、障害者虐待防止法、障害者差別解消法を「知っている」と回答した割合がともに2割未満となっています。
- ここ数年で障害のある人に対する市民の理解が深まったと思うかについては『深まったとは思わない』が6割を超えているとともに、地域や学校での生活場面で障害があることで不適切な対応をされた／いやな思いをした経験がある割合が高くなっています。
- 団体に対するアンケート調査では、地域における障害への理解について、小さいころから一緒に生活をする、障害の有無に限らず多様な人との交流機会が重要であるとの意見があげられているとともに、事業所に対するアンケート調査では、理解を深めるための交流の取組を継続していくという意見があげられており、障害の理解促進については障害のある人となない人の交流機会が重要だと考えられます。
- 障害のある人が地域で安心して自分らしく暮らしていくためには、障害や障害のある人に対する地域の理解が重要であることから、今後も、各種の研修や街頭啓発活動等により理解促進を図っていくとともに、障害のある人やその家族、支援者等の参画を得ながら当事者本位の施策を推進していくことが必要です。



実施施策

- **啓発活動の推進**
…街頭啓発活動の実施、SNS活用も視野に入れた多様な媒体での啓発等
- **交流の促進**
…障害のある人となない人の交流の促進、参加者の増加等
- **虐待防止**
…虐待の未然防止に向けた周知、事業所との連携強化、相談・通報体制の充実等
- **権利擁護**
…成年後見制度の利用支援、差別解消に向けた取組の共有・分析、相談体制の充実等

(2) 生活環境・社会参加

基本的方向

- ❑ 障害のある人が地域で安全に暮らすために、生活空間のバリアフリー化を推進するとともに、誰もが利用しやすい施設・設備、都市空間となるよう、ユニバーサルデザインに配慮した福祉のまちづくりを推進します。
- ❑ 障害の有無に関わらず、「支え手」、「受け手」という関係を超えて、誰もがつながり支え合う地域共生社会の実現に向け、障害のある人の自立と社会参加の促進に寄与するスポーツ・文化芸術・余暇活動や学習機会を充実させます。
- ❑ 災害時において障害のある人が円滑に避難でき、安心して避難生活を送ることができるよう、地域における防災体制の強化に努めるとともに、障害のある人が犯罪被害を受けることがないように、防犯活動を促進します。
- ❑ 障害の種類・程度に関わらず、必要な情報の取得利用及び円滑な意思疎通を図ることができるよう施策を充実させます。



施策の評価と課題

- ❑ 団体に対するアンケート調査結果では、車いすでは通行しにくい場所がある等、道路等のバリアフリー化を求める意見が多くあげられていることから、引き続き、道路や施設のバリアフリー化を推進していくことが必要です。
- ❑ 事業所に対するアンケート調査結果では、障害のある人の社会参加に向けて課題と思われることとして、障害特性に応じたイベントの開催、地域住民・行政・企業の理解促進等があげられており、地域交流の機会を設けることが求められています。
- ❑ 障害福祉に関するアンケート調査結果では、特に若い年代で最寄りの避難所を「知らない」割合が高く、緊急時に重要だと思うことでは「避難情報」が最も高くなっていることから、障害特性に配慮した適切な情報発信や避難支援に関する取組を推進していくことが必要です。
- ❑ あわせて、高齢者や障害のある人、こどもなどの弱者を対象とした犯罪被害や消費者トラブルが増加していることから、関係機関・団体と連携し、防犯体制の強化や消費者の保護を推進していく必要があります。



実施施策

- ❑ **移動と施設利用の利便性向上**
…道路整備、安全な歩行空間の確保、バリアフリー化・ユニバーサルデザインの推進等
- ❑ **スポーツ・文化芸術・余暇活動の充実**
…障害のある人が参加しやすい環境づくり・機会の確保、関係機関との連絡調整等
- ❑ **生涯学習の充実**
…社会教育施設における学習機会・図書サービス提供の充実、読書環境の整備等
- ❑ **防犯・防災体制の強化**
…防災意識の向上、関係機関との連携強化、防犯活動の推進、災害ボランティアの育成等
- ❑ **情報・コミュニケーション支援の強化**
…点字広報の充実、手話奉仕員の派遣・養成、コミュニケーションツールの導入検討等

(3) 生活支援

基本的方向

- ❑ 障害のある人が住み慣れた地域で自立した生活を維持・継続できるよう、サービス基盤とサービスの質の確保等に取り組みます。
- ❑ 福祉ニーズの把握や自立生活への助言など、障害のある人への相談支援機能を充実させます。
- ❑ 早期からの支援が必要な児童が増加するなど、障害のある児童に対する福祉ニーズの多様化・複雑化への対応が求められており、支援を行う関係者による情報共有などライフステージに応じた切れ目のない支援を推進します。



施策の評価と課題

- ❑ 障害福祉に関するアンケート調査結果では、困ったことや相談したいことがある時に、相談できる人がいる人の割合は約82%となり前回アンケートよりも6ポイント増えました。しかし、5%程度の人が困ったことや相談したいことがある時に「どこへも相談していない」と回答しているため、引き続き行政機関や施設などの事業所、相談支援事業所等の関係機関が連携する必要があります。
- ❑ 障害福祉に関するアンケート調査結果では、市内における今後の相談支援体制について望まれることとして「障害に関わる診断や治療・ケアに関する医療面での相談」が最も高くなっています。
- ❑ 安心して地域で暮らせるよう、地域の相談支援体制の充実に取り組むとともに、行政機関や事業所等の関係機関が連携し、相談支援の機能強化に努めていくことが必要です。
- ❑ 施設や病院から地域生活へ移行した人が地域で円滑に暮らすことができるよう、地域生活支援拠点の拡充・強化が求められます。



実施施策

- ❑ **相談支援機能の充実**
…相談支援体制の充実、C S Wの周知、困難事例・支援体制に関する協議の場の設置等
- ❑ **地域生活支援の充実**
…各種サービスの周知、地域移行支援、地域生活支援、サービスの質の向上、人材確保等
- ❑ **児童の地域生活支援の充実**
…相談支援の質の確保、日中活動の場の確保、児童通所支援サービスの充実、基盤整備等

(4) 保健・医療

基本的方向

- ❑ 発育発達上の課題や障害の原因となる疾病の早期発見、早期療育、早期治療に向けて各種健診・検診や健康相談・指導など保健サービスの充実に努めるとともに、障害のある人が適切な治療・リハビリテーションが受けられるよう、大阪府や医療機関との連携を強化し、医療サービスの充実を図ります。
- ❑ 精神障害のある人が地域の一員として安心して暮らすことができるよう、障害のある人やその家族への理解促進や施設・事業所職員等の地域移行への意識向上に努めるとともに、保健所や地域の医療機関等との連携を図ります。



施策の評価と課題

- ❑ 団体に対するアンケート調査結果では、障害のある人が安心して医療機関を受診できるよう、医療機関における知的障害や発達障害のある人等の障害特性の理解促進や医療機関について相談できる場を求める意見が多くあげられていることから、保健所等と連携した相談支援等の取組を充実していくことが必要です。
- ❑ 福祉医療費助成や自立支援医療等の医療費助成については、自己負担軽減につながっているとの意見もあり、事業を継続できるよう引き続き大阪府や医療機関等と連携を図ります。
- ❑ 母子保健事業については、全戸訪問や乳幼児健診を通して疾病の早期発見に努めているものの、団体に対するアンケート調査結果では、その後のフォローも必要という意見があげられているため、早期発見に加え、ライフステージに応じた切れ目のない支援を充実していくことが求められます。



実施施策

- ❑ **保健サービスの充実**
…健康相談・保健指導の充実、早期に適切な支援・援助が受けられる体制の整備等
- ❑ **医療サービスの充実**
…重度障害者治療・訪問看護の実施、自立支援医療等の制度の周知、地域の医療機関との連携等
- ❑ **地域リハビリテーションの充実**
…地域のサロンに障害のある人が参加できるような取組の検討、機能訓練の推進、府との連携等

(5) 療育・教育

基本的方向

- ❑ 障害や発達に課題のある児童が地域で生き生きと暮らしていくために、ライフステージに応じた適切な支援を提供できる体制の整備を図ります。
- ❑ 保健、福祉、教育などの関係機関との連携強化により、障害や発達に課題のある児童への支援体制を強化し、一貫した相談支援体制と療育・教育の充実を図ります。



施策の評価と課題

- ❑ 障害福祉に関するアンケート調査結果では、進学や進級するときの不安として「新しい先生と上手くやっていけるか」、「今までの療育・教育内容を引き継いでもらえるか」が5割を超え高くなっているとともに、団体に対するアンケート調査結果では、子育てに不安やストレスを抱えている親が多いという意見があげられています。
- ❑ 障害福祉に関するアンケート調査結果では、卒業後の進路として「地域の小・中学校・高等学校に進学したい」が6割を占めるとともに、毎日の暮らしの中でやってみたいこととして「友だちと一緒に遊びたい」が6割を超え高くなっています。
- ❑ 障害のある児童に提供される配慮や学びの選択肢を増やしていけるよう、障害の有無に関わらず教育を受けられるような環境整備を進めるとともに、関係機関との連携を強化していく必要があります。



実施施策

- ❑ **療育・幼児教育の充実**
…関係機関との連携、相談・サポート体制の充実、個別指導計画の作成、職員向け研修の実施等
- ❑ **学校教育の充実**
…インクルーシブ教育の推進、施設の改善、相談体制の充実、切れ目ない支援に向けた関係機関の連携等



(6) 雇用・就労

基本的方向

- ❑ 障害のある人がそれぞれの適正や個性を発揮しながら希望する仕事に従事できるよう、企業や事業者において雇用を促進するとともに、企業等が職場の中で障害のある人に対する合理的配慮を行えるような支援を推進します。
- ❑ 障害のある人の就労の充実・安定に向け、障害者就業・生活支援センターと連携した支援や、就労継続支援B型における安定した工賃の確保等を推進します。
- ❑ 就労の定着に対する相談等を行い、「はたらく」ことを通して社会の一員としての実感がもてるように支援します。



施策の評価と課題

- ❑ 障害福祉に関するアンケート調査結果では、働く際の条件として重視することは、「賃金」が全体の3割を超え最も高くなっていますが、障害種別でみると精神障害では「人間関係」や「職場環境」が高くなっており、賃金の向上に加え、職場の人たちなどの周囲の人の理解が求められています。
- ❑ 令和3（2021）年に改正された障害者差別解消法に基づき、事業者による障害のある人への合理的配慮が令和6（2024）年4月より義務化となっていることから、事業者等に対する啓発に取り組む必要があります。
- ❑ 団体に対するアンケート調査結果では、就労継続支援B型の工賃が低く、安定した生活を送ることが難しい、といった意見が多くあげられており、工賃向上に資する取組を推進していく必要があります。
- ❑ 就労継続支援A型やB型の人が一般就労へ移行していけるよう、茨木・摂津障害者就業・生活支援センターやハローワーク等の関係機関と連携しながら、移行支援・定着支援を行うことが求められています。



実施施策

- ❑ **雇用の促進**
…合理的配慮等の理解促進、事業所の充実・確保、広域的な就労ネットワークの形成・強化等
- ❑ **就労の定着支援**
…障害者就業・生活支援センター・関係機関との連携による就労支援の強化等

第7期障害福祉計画

1. 本市における基本的な考え方

本市では、障害のある人が自己選択と自己決定のもと、自立した日常生活及び社会への参加・参画ができる共生のまちづくりを目指しています。そのためには、ライフステージに応じた切れ目のない支援が必要となります。障害のある人に対し継続的な支援を実施するため、関係機関の連携を強化します。

障害者支援の提供体制の確保のため、重点項目に沿って、多様化・複雑化する福祉ニーズの対応に向けた取組を展開していきます。

本計画は、障害者支援の提供体制に係る関係機関との連携や計画の整合性を保ちながら作成しています。また、「成果目標」と成果目標達成に向けた「活動指標」を設定することで年度ごとに事業の達成度を確認するとともに、社会変化や、取組の有効性・効率性・必要性等を確認し、必要に応じて新規事業の立案、既存事業の改善・見直しをおこなっていきます。なお、これらの確認、見直しの検討にあたっては、障害者施策推進協議会や障害者地域自立支援協議会と連携を図りながら実施します。

2. 第7期障害福祉計画の重点項目

①地域共生社会の実現に向けた取組と障害者の社会参加を支える取組

障害の有無にかかわらず、地域のあらゆる住民が、地域、暮らし、生きがいとともに創り、高めあうことができる地域共生社会の実現に向け、包括的な支援体制の構築に取り組みます。

バリアフリー化やユニバーサルデザイン、情報保障など、ハード面とソフト面で障害のある人に配慮したまちづくりを進めます。

障害のある人に対する虐待の防止や差別の解消、尊厳を保持するため、成年後見制度の推進など、権利擁護についての仕組みの充実を図ります。

②障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援

障害のある人が障害の程度や支援の必要性の有無にかかわらず、生きがいと誇りを持って暮らせるよう、障害のある人の自己決定を尊重し、意思決定の支援に配慮します。

障害のある人それぞれが、必要とする障害福祉サービスやその他の支援を受けつつ、自立と社会参加の実現を図れるよう、障害福祉サービスの体制の整備を進めます。

③入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

入所等から地域生活への移行について、障害のある人やその家族、施設・事業所職員等の地域移行への意識向上・理解促進に取り組みます。

障害のある人が安定した地域生活が送れるよう、相談支援を中心に、生活環境が変化する節目を見据えた継続的な支援を図るとともに、サービス提供体制の整備を進め、障害のある人の生活を地域全体で支えるシステムの実現を目指します。

人材育成に向けた研修を実施するとともに職場環境の改善を図り、また、人材定着に向けた積極的な周知を実施することで、サービス提供体制の充実に取り組みます。

3. 成果目標

区分		目標（令和8年度）	
（１）福祉施設の入所者の地域生活への移行			
地域生活への移行者数		4人	
施設入所者の削減数		入所者数：62人、削減数：2人	
（２）精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築			
精神障害者の精神病床から退院後 1年以内の地域における平均生活日数		325.3日以上	
精神病床における1年以上の長期入院患者数		53人	
精神病床における早期退院率		3か月時点：68.9%以上 6か月時点：84.5%以上 1年時点：91.0%以上	
（３）地域生活支援の充実			
地域生活支援拠点等の機能の充実		年1回以上、障害者地域自立支援協議会等での運用 状況の検証及び検討	
強度行動障害を有する者に対する 支援体制の充実		強度行動障害者に関する支援ニーズの把握と 支援体制の整備	
（４）福祉施設から一般就労への移行等			
一般福祉施設から 一般就労への移行	一般就労への移行者数	就労移行支援事業等（全体）：29人 就労移行支援：27人 就労継続支援A型：2人 就労継続支援B型：0人	
	就労移行支援事業所のうち、 就労移行支援事業利用終了者に占め る一般就労へ移行した者の割合が5 割以上の事業所	60%以上	
	就労定着支援事業の利用者数	47人	
	令和8年度の就労定着支援事業の利用終了後の 一定期間における就労定着率が7割以上となる 事業所	25%以上	
	就労継続支援B型事業所における工賃の平均額	16,500円	
	就労支援部会の設置	設置	
	（５）相談支援体制の充実・強化等		
	相談支援体制の 強化・充実等	基幹相談支援センターの設置	有
市内指定特定相談事業所への助言の機会		1回	
障害者地域自立支援協議会等で地域サービス基盤の開発・改善等			
（６）障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築			
障害福祉サービス等の質を向上させるための取 組に係る体制の構築		指導権限を有する者との連携体制の構築	

4. 成果目標の達成に向けた活動指標

指標		令和6年度	令和7年度	令和8年度
精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	保健、医療及び福祉関係者による協議の場の年間開催回数	2回	2回	2回
	保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	22人	22人	22人
	保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の年間実施回数	1回	1回	1回
	精神障害者の地域移行支援の利用者数	1人	1人	1人
	精神障害者の地域定着支援の利用者数	1人	1人	1人
	精神障害者の共同生活援助の利用者数	30人	31人	32人
	精神障害者の自立生活援助の利用者数	0人	0人	0人
	精神障害者の自立訓練（生活訓練）の利用者数	1人	1人	1人
地域生活支援の充実	地域生活支援拠点等の設置か所数	11箇所	12箇所	13箇所
	コーディネーターの配置人数	1人	1人	1人
	検証及び検討の実施回数	1回	1回	1回
	効果的な支援体制及び緊急の連絡体制の構築	無	有	有
相談支援体制の充実・強化等	基幹相談支援センターの設置	有	有	有
	地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	12件	12件	12件
	地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	12件	12件	12件
	地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	12回	12回	12回
	個別事例の支援内容の検証回数	6回	6回	6回
	基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置人数	2人	2人	2人
	協議会における相談支援事業所の参画による事例検討の実施回数及び参画事業所数	6回 4事業所	6回 4事業所	6回 4事業所
	協議会の専門部会の設置数及び開催数	3部会 14回	3部会 14回	3部会 14回
障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	大阪府が実施する研修その他研修への市職員の参加人数		1人	1人
	障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果の共有	体制の有無	有	有
		実施回数	1回	1回

5. 自立支援給付によるサービスの見込量と確保策

①訪問系サービス

家族からの自立や障害者支援施設・精神科病院からの地域移行などに伴い、一人暮らしの人をはじめ、地域で暮らす障害者は今後ますます増加するものと予想されます。こうした訪問系サービスへのニーズに対して、見守り支援を含め、市内におけるサービス提供体制は充実しつつありますが、引き続きサービス提供体制の確保を図ります。

重度の障害のある人に対応するため、サービス提供事業所の確保に努めます。また、重度の障害のある人に対して単独でサービスを実施できる事業所は確保しにくいことから、指定特定・一般相談支援事業所を中心に複数のサービス提供事業所がチームを組んで重度障害者等包括支援に取り組めるよう、関係機関やサービス提供事業所との連携に努めます。

緊急あるいは突発的なニーズにも的確に対応できるよう、事業所によって必要なサービス提供者の確保・調整を行える仕組みとするなど、重度の障害のある人への適切なサービスの確保を図ります。

医療的ケアに対応できる人材の育成を図るため、各種情報を事業所に提供します。また、在宅生活を支えるため、サービス基盤の充実と医療・福祉の連携体制の構築を大阪府と協力して進めます。

サービス名	単位	実績		実績見込	見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅介護	利用者数（人/月）	173	191	173	200	207	212
	量の見込（時間/月）	2,987	3,070	3,228	3,504	3,615	3,690
重度訪問介護	利用者数（人/月）	6	6	5	6	8	8
	量の見込（時間/月）	1,835	1,864	1,928	2,311	3,036	3,097
同行援護	利用者数（人/月）	36	36	32	39	41	42
	量の見込（時間/月）	412	447	426	514	541	565
行動援護	利用者数（人/月）	5	7	10	10	11	13
	量の見込（時間/月）	132	149	218	279	321	374
重度障害者 等包括支援	利用者数（人/月）	0	0	0	0	0	0
	量の見込（時間/月）	0	0	0	0	0	0

②短期入所サービス

短期入所（ショートステイ）の実施に当たっては、利用者や家族のニーズに応じて、柔軟な運用を図るよう特に新規事業者に対して働きかけます。

緊急時に受け入れが適切に行えるよう、通常時から体験的な利用を促し、短期入所の利用方法についての理解の浸透を図ります。

医療的ケアが必要な人の在宅生活を支えるため、サービス基盤の充実と医療・福祉の連携体制の構築を大阪府と協力して進めます。

サービス名	単位	実績		実績見込	見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
短期入所	利用者数（人/月）	48	60	59	60	62	64
	量の見込（人日分/月）	205	250	302	294	303	312

③日中活動系サービス

医療的ケアを必要とする利用者が増加しており、ケア体制の充実に向けた体制強化が求められています。

今後、就労支援の取組が進む中で、就労したものの、諸事情により職場定着を図ることができなかった場合や支援学校卒業生の増加に伴う受け皿として、これまで以上に通所施設が果たす役割も大きくなると想定されます。制度上の問題については、国における制度改正等の動向を注視しながら必要な施策を検討します。

サービス名	単位	実績		実績見込	見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活介護	利用者数（人/月）	245	251	241	247	253	259
	量の見込（人日分/月）	4,151	4,145	4,252	4,050	4,144	4,240
自立訓練 （生活訓練）	利用者数（人/月）	8	4	4	4	4	4
	量の見込（人日分/月）	89	13	56	51	51	51
自立訓練 （機能訓練）	利用者数（人/月）	0	0	0	0	0	0
	量の見込（人日分/月）	0	0	0	0	0	0
就労移行支援	利用者数（人/月）	65	69	41	76	81	86
	量の見込（人日分/月）	479	479	418	580	624	667
就労継続支援A型	利用者数（人/月）	69	84	85	98	108	119
	量の見込（人日分/月）	867	1,202	1,306	1,235	1,359	1,499
就労継続支援B型	利用者数（人/月）	135	154	148	158	164	173
	量の見込（人日分/月）	1,745	2,028	2,196	2,134	2,202	2,306
就労定着支援	利用者数（人/月）	33	26	21	28	30	32
就労選択支援	利用者数（人/月）	0	0	0	0	15	20
療養介護	利用者数（人/月）	11	12	12	12	12	13

④居住系サービス

一人暮らしや共同生活により、施設・病院から地域生活への移行や親元を離れ自立生活を目指す障害のある人に対し、地域において様々な居住の場の提供とグループホームの充実が必要となります。

また、障害のある人の地域生活の継続を支援するため、自立生活援助のサービス提供体制の確保と利用促進が求められます。

近年は共同生活援助（グループホーム）の整備が促進されていますが、障害者本人や家族の高齢化等に伴う対応として、グループホームの需要は今後ますます高まると考えられます。基盤整備に当たっては地域の理解が得られにくい場合も見受けられることから、啓発活動によって障害に対する地域の理解を促します。

加えて、居住支援協議会において、生活に困難を抱えた障害のある人などに対する住まいの確保と生活の一体的な支援を検討します。

サービス名	単位	実績		実績見込	見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立生活援助	利用者数（人/月）	0	0	0	0	0	0
共同生活援助	利用者数（人/月）	101	114	103	118	120	122
施設入所支援	利用者数（人/月）	68	67	64	64	64	63

⑤相談支援

サービス等利用計画の対象者が増加していることから、福祉サービスを受けているすべての方に計画相談、支援ができるよう、指定特定相談支援事業者の指定及びそれに伴う監査・指導を行うことにより、相談支援の充実を図ります。

サービス名	単位	実績		実績見込	見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画相談支援	利用者数（人/月）	684	729	689	779	800	819
地域移行支援	利用者数（人/月）	1	2	0	2	2	2
地域定着支援	利用者数（人/月）	0	0	0	2	2	2

6. 地域生活支援事業の見込量と確保策

地域生活支援事業は、障害のある人がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、市の実態や利用者の状況に応じて実施するものです。とりわけ社会的障壁の除去につながる事業を拡大することでコミュニケーションが取りにくい方などの社会参加を促します。

市内におけるサービス提供体制の確保、利用者の経済的負担への配慮等を図りつつ、事業の計画的・効果的な実施に努めます。

《理解促進研修・啓発事業、自発的活動支援事業》

理解促進研修・啓発事業については、障害のある人等が日常生活及び社会生活に営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障害のある人等の理解を深める研修・啓発事業として障害者週間に街頭啓発等を実施します。

自発的活動支援事業については、障害のある人等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障害のある人、その家族、地域住民等による地域における自発的な取組を障害者団体での交流によって支援します。

サービス名	実績		実績見込	事業見込		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
理解促進研修・啓発事業	有	有	有	有	有	有
自発的活動支援事業	有	有	有	有	有	有

《相談支援事業》

障害のある人、障害のある児童の保護者または介護を行う人などからの相談に応じ、権利擁護や情報の提供等のために必要な援助を行います。

障害の総合的な相談支援体制と地域における相談支援の中核的な役割を担う機関である基幹相談支援センターが中心となり、相談支援体制の充実を図ります。

また、発達障害児（者）や高次脳機能障害者などへの相談支援の充実を図ります。

サービス名	実績		実績見込	事業見込		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害者相談支援事業	3	3	3	3	3	3
基幹相談支援センター	有	有	有	有	有	有
基幹相談支援センター等機能強化事業	有	有	有	有	有	有
住宅入居等支援事業	無	無	無	無	無	無

《成年後見制度利用支援事業、成年後見制度法人後見支援事業》

成年後見制度利用支援事業については、障害福祉サービスを利用する際、成年後見制度を利用することが必要であると認められる知的障害者または精神障害者に対し、成年後見制度の利用に際して費用の補助を実施します。

成年後見制度法人後見支援事業については、後見等の業務を適正に行うことができる法人の確保や、法人後見の活動を支援するために、成年後見制度法人後見支援事業の実施を検討します。

サービス名	単位	実績		実績見込	見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
成年後見制度利用支援事業	人	0	2	2	1	1	1
成年後見制度法人後見支援事業	-	無	無	無	無	有	有

《意思疎通支援事業、手話奉仕員養成研修事業》

意思疎通支援事業については、意思疎通を図ることに支障がある聴覚障害のある人などに手話奉仕員の派遣を行い、意思疎通の円滑化を図ります。福祉事務所に手話通訳者を配置しています。

手話奉仕員養成研修事業については、手話講習会入門コース、基礎会話コースをそれぞれ昼夜開講します。

サービス名	単位	実績		実績見込	見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話通訳者派遣事業	件	16	39	38	40	40	40
	時間	26	54	71	60	60	60
要約筆記者派遣事業	件	0	0	0	0	0	0
	時間	0	0	0	0	0	0
手話通訳者設置事業	人	1	1	1	1	1	1
手話奉仕員養成研修事業	人	0	0	0	1	1	1



《日常生活用具給付等事業》

重度の身体障害や知的障害のある人が自力で日常生活を営むための用具について、ニーズに応じて適切な給付を実施します。

日常生活用具をはじめ、介護者の負担の軽減にも資する福祉用具について、品目の見直しも含めた制度の充実に努めます。

サービス名	単位	実績		実績見込	見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護・訓練支援用具	件	12	3	10	6	6	6
自立生活支援用具	件	11	20	12	20	20	20
在宅療養等支援用具	件	20	19	6	20	20	20
情報・意思疎通支援用具	件	12	11	12	12	12	12
排泄管理支援用具	件	2,003	1,932	2,552	2,000	2,000	2,000
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	件	1	2	2	2	2	2

《移動支援事業》

外出及び社会参加が困難な障害のある人に対し、ガイドヘルパーを派遣します。

サービス提供事業者の確保並びに質の向上に取り組みます。

サービス名	単位	実績		実績見込	見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
移動支援事業	利用者数（人/年）	119	131	126	151	161	171
	量の見込（時間/年）	10,549	12,934	13,326	16,230	16,595	16,878

《地域活動支援センター事業Ⅰ型》

創作的活動、生産活動、社会との交流の促進などの事業を加え、相談事業や専門職員（精神保健福祉士等）の配置による福祉及び地域の社会基盤との連携強化、地域住民ボランティア育成、普及啓発などの事業を実施します。

サービス名	単位	実績		実績見込	見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域活動支援センターⅠ型	設置か所数（か所）	1	1	1	1	1	1
	実利用者数（人）	240	281	214	287	292	297

《訪問入浴サービス事業》

重度の身体障害のある人の生活を支援するため、訪問により居宅において、入浴サービスを提供します。(週2回)

サービス名	単位	実績		実績見込	見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
訪問入浴サービス事業	実利用者数（人）	2	2	2	3	3	3
	利用回数（回）	198	196	190	190	200	210

《日中一時支援事業》

知的障害のある人と障害のある児童を対象に日中一時支援を実施しています。

放課後等デイサービスの基盤が確保されているため、今後も既存の事業所の質の確保に努めます。

サービス名	単位	実績		実績見込	見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
日中一時支援事業	実利用者数（人）	70	16	8	18	20	22

《社会参加支援事業》

障害のある人の自立生活及び社会参加を支援することを目的に、以下の事業について引き続き実施します。

（声の広報等発行事業）

- ・市が発行する広報等の内容をデージー図書（デジタル音声情報システム）に吹き込んだ上で視覚障害のある人に送付し、地域生活において必要な情報を定期的に提供します。

（自動車運転免許取得費助成事業）

- ・身体障害のある人に対し、運転免許の取得に要する費用の一部を助成します。

（自動車改造費助成事業）

- ・身体障害のある人が自ら所有し運転する自動車を改造する場合に、改造に要する費用の一部を助成します。

第3期障害児福祉計画

1. 本市における基本的な考え方

本市では、「子どもの安全安心都市宣言」に基づき、こどもたちが安全で安心して暮らせるまちづくりを推進してまいりました。核家族化、地域のつながりの希薄化等が進み、妊産婦や保護者の子育てに対する不安や負担等が増加する中、子ども・子育て支援法を踏まえた「摂津市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、地域の子育ち・子育て環境の整備に取り組んでいます。

ライフステージに応じた適切な支援を提供できる体制を整備するため、市の関係課や関係機関が連携して、支援の必要な児童を早期に把握し、保護者への丁寧な説明を行う中で、保健、医療、障害福祉、保育、教育、就労支援等の幅広い連携のもと、地域において児童を守り育ていくことができる環境づくりを図ります。

障害児に対する福祉サービスの充実を図るとともに、適切な支援等を通じて障害児支援の地域格差をなくすよう児童発達支援センターを中心とした支援体制の構築を目指します。また、家族の過度な負担を軽減する取組についても検討していきます。

障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に向け、重点項目に沿って、取組を展開していきます。

本計画は、障害児支援の提供体制に係る関係機関との連携や計画の整合性を保ちながら作成しています。また障害福祉計画と同様に、「成果目標」と成果目標達成に向けた「活動指標」を設定することで、計画最終年度に事業の達成度を確認するとともに、社会変化や、取組の有効性・効率性・必要性等を確認し、必要に応じて新規事業の立案、既存事業の改善・見直しをおこなっていきます。なお、これらの確認、見直しの検討にあたっては、障害者施策推進協議会や障害者地域自立支援協議会と連携を図りながら実施します。



2. 第3期障害児福祉計画の重点項目

①妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援体制の構築

本市では、令和2年度（2020年度）に母子保健業務を次世代育成部に移管し、同部に子育て世代包括支援センターを設置することにより、妊娠期から子育て期までの保護者・乳幼児等に対し、切れ目のない支援体制の構築を図ってきました。

検診・検査や相談、訪問指導などを通して、医療的ケア児や難聴児、発達など、さまざまな課題を抱える児童を早期に発見し、適切な支援が受けられるよう、関係機関と連携を図っていきます。

②児童を取り巻く関係機関が連携した地域支援体制の構築

児童の支援にあたっては、保育所・認定こども園・幼稚園、小・中学校、学童保育、教育センター、児童発達支援センター、相談支援事業所、通所支援事業所、保健所等、さまざまな機関において、療育が必要な児童を早期に発見し、個人情報に配慮しながら情報を共有し、支援の方向性を共通認識するとともに、質の向上に努め、オール摂津での支援体制を構築します。

また、障害児保育の対象者に対し巡回指導・巡回相談を実施したり、さまざまなイベント等を通じ、児童と地域との交流の機会の創出を検討したりするなど、地域社会におけるインクルージョンを推進します。

③特別な支援が必要な児童に対する支援体制の整備

医療的ケアが必要な児童や重度の障害がある児童らに対しては、児童や家族のニーズを的確に捉えることや関係機関の把握する情報や課題を共有することが必要であることから、児童を取り巻くさまざまな関係機関が連携して取り組みます。

医療的ケア児の支援を強化するため、引き続き医療関係のコーディネーターの配置を目指すとともに、医療的ケア児の発達段階に応じた支援や、関係機関との連携により、当事者家族が抱える課題の解決、社会資源の改善等に取り組みます。

重症心身障害児をはじめとした、通学に支援が必要な児童に対する学習機会の確保について検討します。

④発達障害児とその家族に対する支援体制の充実

本市では、障害のある児童への支援について、乳幼児健康診査や訪問指導をはじめ、こども園など所属園等との連携のもと、発達に課題のある児童の早期発見に努め、その保護者に対して、児童の発達特性や成長のペース等に応じたかかわり方を助言しながら、児童の健やかな成長、発達を促していきます。また、発達に不安がある児童への発達検査や親子教室を実施するとともに、ペアレントプログラムや保護者同士での懇談会の開催について、引き続き検討します。

児童発達支援センターが、地域における障害児支援の中核的役割を担うことを明確化し、児童発達支援センターを中心とした支援体制の構築を目指します。

3. 成果目標

区分	目標（令和8年度）
児童発達支援センターの設置	1 か所
障害児の地域社会への参加・包容 （インクルージョンの推進）	保育所等訪問支援実施事業所数：6 か所
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	児童発達支援：2 か所 放課後等デイサービス：3 か所
医療的ケア児等支援のための関係機関の協議の場の設置	関係機関の協議の場の定期的な開催
医療的ケア児等支援のためのコーディネーターの配置	福祉関係：1 名、医療関係：1 名

4. 障害児支援サービス等の見込量と確保策

①障害児通所支援

《児童発達支援》

就学前の児童に日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行います。

サービス名	単位	実績		実績見込	見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援	利用者数（人/月）	143	155	138	165	170	175
	量の見込（人日分/月）	775	812	765	825	850	875

《医療型児童発達支援》

肢体不自由のある児童について、児童発達支援及び治療を行います。

＊「児童福祉法等の一部を改正する法律」（令和4（2022）年法律第66号）により、児童発達支援センターの類型（福祉型・医療型）の一元化（令和6（2024）年4月施行）されることから、第3期計画より「児童発達支援」に含まれます。

サービス名	単位	実績		実績見込	見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
医療型児童発達支援	利用者数（人/月）	8	8	11	-	-	-
	量の見込（人日分/月）	84	77	85	-	-	-

《放課後等デイサービス》

就学中の児童に、放課後や夏休みなど学校の休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流促進等の支援を行います。

サービス名	単位	実績		実績見込	見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
放課後等デイサービス	利用者数（人/月）	219	256	265	265	275	285
	量の見込（人日分/月）	2,370	2,681	2,678	2,650	2,750	2,850

《保育所等訪問支援》

児童が通う保育所等を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。

サービス名	単位	実績		実績見込	見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
保育所等訪問支援	利用者数（人/月）	33	33	29	40	45	50
	量の見込（回/月）	41	40	33	48	54	60

《居宅訪問型児童発達支援》

重度の障害等の状態にある障害児であって、障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な児童に対して、居宅を訪問し、児童発達支援を行います。

サービス名	単位	実績		実績見込	見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅訪問型児童発達支援	利用者数（人/月）	0	1	0	2	3	4
	量の見込（回/月）	0	7	0	10	15	20

②障害児相談支援

障害児福祉サービスまたは地域生活支援事業を利用する障害のある児童に対し、支給決定時において、障害児支援利用計画を作成するとともに、サービス事業者との連絡調整等を行います。また、支給決定後において、一定期間ごとに、サービス等の利用状況の検証を行い、計画の見直しやサービス事業者との連絡調整等を行います。

障害児相談支援は、主に市立児童発達支援センターで実施しています。児童の計画相談や障害児相談支援はサービス利用者のすべてを対象として導入しています。利用者が安心してサービスを受けられるよう、引き続き相談支援専門員の質及び量の確保に努めます。

サービス名	単位	実績		実績見込	見込量		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害児相談支援	利用者数（人/月）	55	61	65	70	75	80

③発達障害児等に対する支援

発達障害のある児童の家族への支援として、児童発達支援センターにおいてペアレントトレーニングやペアレントプログラムを実施します。ペアレントプログラム等は少人数で実施することがより効果的であることから、児童発達支援センターに加え、通所支援事業所においてもペアレントプログラム等を実施できる体制を整えるため、事業所への支援を検討します。ペアレントメンター事業について、大阪府が実施している事業に登録されているペアレントメンターを活用するなど、今後事業のあり方について検討します。ピアサポート活動については、障害児団体の保護者と協力して事業のあり方について検討していきます。

サービス名	単位	見込量		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数（保護者）	利用者数（人/月）	0	5	5
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の実施者数（支援者）	利用者数（人/月）	0	1	1
ペアレントメンターの人数	利用者数（人/月）	0	0	1
ピアサポート活動への参加人数	利用者数（人/月）	0	0	1

計画の推進に向けて

1. 計画の推進体制

障害者施策は、保健・医療・福祉・教育・就労・生活環境など、あらゆる分野、領域にわたっています。このため、庁内関係各課による情報交換や意見交換に努めるなど、行政各分野間における連携・調整の強化を図り、総合的・効果的な取組を推進していきます。

障害のある人やその家族、関係団体、地域住民、相談支援及びサービス事業所、企業・事業者、行政等の役割を明確にしながら、相互の連携強化を図り、地域社会をあげた生活支援体制の確立を図ります。特に、相談支援事業者やサービス事業者の連携・調整を促進し、必要な人に必要な支援・サービスが行き届くようサービス体制の充実に努めます。

また、障害者施策の円滑な推進に向け、国、大阪府、関係機関等との連携を強化するとともに、各種制度の充実や財源の確保などをこれら機関に要請します。

2. 進行管理と評価

本計画に掲げる目標の達成に向け、社会変化や、各取組の有効性・効率性・必要性、成果目標・活動指標の達成状況を定期的に確認し、既存事業の改善や新規事業の立案を行い、実行することで計画を推進します。

また、計画の進捗状況について、「摂津市障害者施策推進協議会」及び「摂津市障害者地域自立支援協議会」へ報告するとともに、幅広い市民意見の把握に努め、施策・事業の一層の推進や計画の見直し、次期計画の策定等に適宜反映していきます。

摂津市障害者施策に関する長期行動計画
(第4次：中間見直し)
第7期摂津市障害福祉計画
第3期摂津市障害児福祉計画
-概要版-

令和6(2024)年3月

発行・編集：摂津市 保健福祉部 障害福祉課
摂津市 次世代育成部 子育て支援課
〒566-8555
摂津市三島一丁目1番1号
TEL：06-6383-1374(直通)
FAX：06-6383-9031